

令和 8 年

第 1 2 回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和8年第12回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和8年6月24日 水曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後3時

5 出席者 教育長 安田 浩幸
委員 奥 真由美
吉村 真之
松塚 智宏
大塚美穂子
高橋 重剛

6 説明のための出席者

教育次長	鈴木 雄輝	教育次長	伊藤 悟
総務課長	清水 康成	高校教育課長	佐藤 嘉彦
生涯学習課長	内田 鉄嗣		

7 会議に付した事項

報告第 4 号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
議案第39号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
議案第40号 教職員の懲戒処分について

8 承認または可決した事項

報告第 4 号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
議案第39号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
議案第40号 教職員の懲戒処分について

9 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和8年第12回教育委員会会議を開催いたします。
本日の議事録署名委員は、4番大塚委員と5番高橋委員にお願いいたします。
審議前に議事の進行について、本日審議予定の議案第40号は人事案件のため、秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それではそのように進行いたします。
はじめに、報告第4号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第4号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明概要

- ・令和8年秋田県議会第1回定例会6月議会に提案する補正予算案等について、教育委員会を招集するいとまがなく、専決処分を行った。
- ・補正予算については、75億4,659万1千円の増額で、補正後の予算総額は1,039億878万5千円となる。
- ・行政組織改正等により、幼保推進課の業務がこども支援課へ移管されたことから、こども支援課に勤務する職員の人件費2億482万6千円、幼保推進課の事業予算73億8,627万6千円が減額となる。
- ・施設整備室については、男鹿地区統合校の整備に当たりコンサルタント等の専門的支援を活用するため、県立学校施設等総合管理計画推進事業に13万3千円を計上しているほか、令和7年8月に大雨被害を受けた大館少年自然の家の法面崩落復旧工事のため4,175万6千円を計上している。
- ・生涯学習課については、藤田嗣治の作品を通じた県立美術館とランス美術館の連携に向けた事業予算について、活用している国の地域未来交付金の予算成立時期が流動的であったため、令和7年度2月追加補正予算と令和8年度当初予算に二重計上していたが、2月追加補正予算を執行することとなったことから、当初予算計上分2,378万3千円を減額する。
- ・保健体育課については、児童生徒のツキノワグマ被害防止に向けて、学校周辺の巡回や忌避作業を行うため、ツキノワグマ被害未然防止対策事業に1,549万9千円を計上しているほか、市町村における中学校運動部活動の地域展開に要する経費について、国の補助金交付要綱が策定され増額分が判明したことから、中学校運動部活動展開推進事業に1,090万6千円を計上している。
- ・債務負担行為補正については、施設整備室の県立学校施設等管理計画推進事業において、委託期間が翌年度にわたることから限度額を設定する。
- ・地方債補正については、施設整備室の県立学校施設等災害復旧事業について、新たに地方債を計上する。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質問等ございませんか。

【吉村委員】

幼保推進課が知事部局へ移管したことで、県教育委員会として、幼保・小・中・高との繋がりになどに影響はありますか。

【総務課長】

幼保推進課から知事部局のこども支援課に引き継がれており大きな影響はありませんが、しっかりと業務が継続して行われるように努めてまいります。

【吉村委員】

幼稚園から小学校に上がる部分など、これまでと同様に連携できるようにしっかりと引き継いでほしいと思います。

【伊藤教育次長】

義務教育課の指導主事も兼任となるので、連携はこれまでどおり進めていくことになると思います。

【吉村委員】

施設整備室の事業では、コンサルタントの準備経費として13万3,000円とありますが、「公

民連携手法に精通したコンサルタント」とは、どのようなことを想定していますか。

【施設整備室長】

コンサルタントについては、公民連携を進めるに当たり、事業を受ける民間事業者を公募して決定しますが、その公募を公平に行うための要領の作成や、選定委員会を開催するための補助執行を想定しています。事業者を決めるための選定基準の作成など、県ではなかなか困難なところの実施や契約業務です。

【吉村委員】

生涯学習課関連ですが、先日、地域のお祭りなどの文化継承について、だいぶ人材が少なくなってきたという話がありました。これから消えていくかもしれない伝統芸能などを、データベース化して残すといった取組は行わないのでしょうか。

【生涯学習課長】

先日、議会でも話題となっており、映像で残すことを考えています。

それだけではなく、人的な繋がりや後継者育成に関する取組も行っていますので、それらを合わせて残していく取組を進めていきたいと思っています。

【吉村委員】

指定されているものだけを残すというよりも、指定されていないとしても地域にあったものを残すことができればよいのではと思いました。

中学校の部活動の地域移行について、まずは休日の地域移行を第一段階として進めているものと思います。しかし、これに関連して保護者の負担という声が聞こえてきます。また、地域クラブなどに移行されることで、見えない部分が多くなってくると思います。そういった課題の取りまとめやチェック機能が働くものなのかを教えてください。

【安田教育長】

保護者の負担は、中学校で部活動をしている時よりは増えると市町村も考えており、悩みどころであると思います。このため、国に対して指導者の報酬代の補助等に関する要望は続けていくことにしています。管理については、学校の部活動であれば教育の一環として、教育的な指導ができていましたが、学校を離れると実施主体が市町村になることから、スポーツ少年団と同じ感覚になります。学校や教育関係が管理することはできなくなるので、市町村やスポーツ協会のようなところで、主体がどこになるかは分かりませんが必ずチェックしていくものと思われます。県としては、指導者がしっかり指導できるかという点に関して、研修などを行いながらチェックができるものと思います。

【吉村委員】

学校から離れて主体が地域や市町村の方になると、実態が見えなくなり、あやふやになってしまう心配があります。進めてみないと分からないところもありますが、しっかりと見てほしいと思っています。

話を変えてツキノワグマについて、今のところ子どもたちが襲われた事例はないということですが、もし子どもたちに何らかの被害があった時には、次の段階としてどういう事を想定されているのか教えてください。

【伊藤教育次長】

知事部局、警察、教育庁関係も含めて、ツキノワグマの対策会議を月1回ぐらいの形で行っています。教育庁側の現在の対策としては、警備会社に委託して、学校周辺の巡回の強化と忌避作業を行っています。そうした取組で全ての安全を確保することはできませんが、本当に出た場合には、警備会社や警察による緊急的な巡回強化もあります。また、通学路の安全確保では、スクールバスの距離的ルールの柔軟な運用や、校内のグマ誘引樹木の伐採、学校周辺

への電気柵の設置なども検討しており、総合的に考えながら、十分とは言えないかもしれませんが、対策を行ってきています。

【松塚委員】

中学校の部活動の地域展開について、今回応募した 11 市町村以外のところで、本当は導入したいがそこまで手が回らなくて困っているというような実態はありますか。

【安田教育長】

この仕組みを使える市町村は、市町村側の負担も伴いながら実施していますし、他の市町村においても色々やりくりしながら取り組んでいると聞いております。

【吉村委員】

部活動の地域移行によりクラブチームに入った中学生は、高校に入ると高校の部活動に入るものでしょうか。それともクラブチームのままでしょうか。

【安田教育長】

様々です。クラブチームのままの場合もありますが、インターハイや国体は、高校単位の参加がまだ主流ですので、高校に入れば大体は高校の部活動で活動する方が多いと思います。

【吉村委員】

国としては、クラブチームでも街のチームでも、高校の大会に出られるかどうかの方針があるのではないのでしょうか。クラブチームの活動であろうが何であろうが、中体連でも高体連でも、大会にはみんなが参加できることを目指しているものですか。

【安田教育長】

中体連はそうですが、高体連はまだだと思います。中体連は地域展開の真っ只中で、大会に出られる資格を持ったクラブチームを増やして、どの大会にも出られるようにと言っておりますが、それも道半ばです。競技によって条件の厳しさが異なっていて、移籍したことで出られなくなったり反発されたりなど、色々な問題が起きてはいます。いずれは全部参加できるようになっていくものと思います。

【安田教育長】

他になれば、報告第 4 号を承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、報告第 4 号を承認します。

次に、議案第 39 号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」、生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第 39 号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」説明概要

- ・委員 1 名の人事異動による退任に伴い、秋田県ふるさと村条例第 6 条に基づいて後任の森谷誠一郎氏を任命するもの。
- ・委員の任期は、前任者の残任期間である令和 10 年 6 月 9 日まで。
- ・協議会では、館長からの諮問があった場合はそれに応じた答申を、それ以外の場合は美術館運営についての意見をいただくことになっており、具体的には、年 2 回の会議を開催し、特別展やコレクション展の内容、インターネットや SNS を利用した広報の充実等につい

ての意見をいただいている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

委員の人数は 10 名ですか。

【生涯学習課長】

そのとおりです。

【吉村委員】

毎度のことですが、委員には大学生等に入っていただけであればいいのではと思いました。

【生涯学習課長】

今回の件は、5 月 7 日の教育委員会会議において、委員の任期が 6 月 9 日に満了となることに伴い、6 月 10 日からの新たな任期の委員について承認をいただいた案件に関連しております。その後の人事異動により 1 名退任することから今回改選するというものです。吉村委員のご意見については、今後の改選や他の協議会の改選の際に、そのような視点を十分取り入れていきたいと考えております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

議案第 39 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 39 号を原案どおり可決します。

ここで、「4 その他」として何かございますか。

特になければ、議案第 40 号は人事案件であることから、秋田県教育委員会会議規則第 25 条により秘密会といたします。傍聴の方は退室願います。

※秘密会のまま終了